

知っていますか？ 成年後見制度

成年後見制度（法定・任意後見制度）は、認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない人を保護し支援するため、平成12年4月に始まった制度です。後見人は本人の代わりに、財産や権利を守ることができます。制度の詳しい内容について紹介します。

【問】長寿社会課 ☎613-8144 【広報ID】1006415

こんなときには、成年後見制度の利用を

- 認知症により、印鑑や通帳を何度も無くし、本人が銀行でお金を下ろせない
- 知的障がいのある子どものために、自分たちが亡くなった後の生活や財産管理を支援してもらいたい
- 将来自分が認知症になった場合に、信頼できる人に生活を支えてもらいたい



後見人にできること

- ・診療や介護、福祉サービスなどの利用契約を結ぶ
- ・預貯金の出し入れや不動産の管理などをする
- ・本人に不利な契約を後から解除する など

成年（法定）後見制度を利用するために

成年（法定）後見制度を利用するには、家庭裁判所への申し立てが必要です。本人や親族が申し立てた後、家庭裁判所が審査し、後見人などを選びます。

どんな人が選ばれるか

家庭裁判所は、申し立ての内容から、どのような保護・支援（法的な課題や福祉的な支援）が必要かなどの状況を把握し、本人にとって最も適切と思われる人を選任します。親族だけでなく、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門家が選ばれる場合もあります。

■成年（法定）後見制度は、3種類に分かれています

類型	本人の判断能力	後見人などに与えられる権限	
		代理権	同意権・取消権※1
後見	欠けている状態	財産に関する全ての法律行為	日常生活に関する行為以外（取消権のみ）
保佐	著しく不十分	家庭裁判所が定めた法律行為	・法律上定められた特定の法律行為 ・家庭裁判所が定めた法律行為
補助	不十分	家庭裁判所が定めた法律行為	法律上定められた特定の法律行為のうち、家庭裁判所が定めた法律行為

※1 同意権：本人が、法律で定められた財産上の重要な行為（預貯金の払い戻しや不動産の売買など）を行うには保佐人や補助人の同意が必要です
取消権：保佐人などの同意がない行為は、保佐人などが取り消すことができます

この他、将来に備えて自分が選んだ支援者と契約しておく任意後見制度があります

詳しくはこちら



成年後見制度の利用を支援する 「盛岡広域成年後見センター」を開設しました

成年後見制度を利用しやすくするため、4月20日に市と盛岡広域4市町とが共同で「盛岡広域成年後見センター」を開設しました。同センターでは、同制度に関する相談対応や利用支援、市民後見人※2などの担い手の養成などにより、同制度を利用できるようサポートします。

※2 弁護士などの有資格者ではなく、養成講座などを修了し、後見人としての知識などを身に付けた人

■事業内容

- ・制度に関する相談対応
- ・制度を知ってもらうための講座などの開催
- ・申立書類の作成支援
- ・後見人となる候補者の調整
- ・市民後見人の養成
- ・後見人の活動支援
- ・地域連携ネットワーク※3の構築

※3 司法、行政、福祉・医療・地域などの関係機関の協力・連携強化を協議する組織

市民後見人として活動してみませんか



盛岡広域成年後見センター
【場所】大通一丁目1-16 岩手教育会館2階
【問】 ☎626-6112 ファクス656-0612
【時間】 平日の8時半から17時半まで
※祝日を除く



市民目線で、本人に寄り添って活動する「市民後見人」の活躍が期待されています。同センターでは、市民後見人を養成するための講座を開催します。社会貢献に意欲のある人、後見人としての活動に興味のある人はぜひご参加ください！ 開催時期などは、広報もりおかなどで随時お知らせします。

講座の様子



コンパクト・プラス・ネットワークのまちを目指して ～「盛岡市立地適正化計画」の策定～

市は、コンパクトな市街地の形成に、公共交通のネットワークの要素を加えた「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な都市構造の形成を目指す計画を策定しました。その概要をお知らせします。

【問】都市計画課 ☎639-9051 【広報ID】1030055

■なぜ「コンパクト・プラス・ネットワーク」が必要なの？

盛岡市の人口は、平成12（2000）年をピークに減少に転じ、全国の多くの都市と同様に、将来的にも人口減少が続いていくことが見込まれています。

このまま人口減少が続くと、まちのところどころに空き地・空き家が増えていきます。これを「都市のスポンジ化」といいます。

「都市のスポンジ化」が進行すると？



- 町内会・自治会などの活動に参加する人が少なくなり **地域コミュニティの維持が難しくなる**
- 路線バスなどの公共交通機関を利用する人が減り、 **公共交通の維持が難しくなる**
- 医療や福祉、商業、子育てなど **生活に密接なサービスが低下する**

そのために…



高齢者でも出歩きやすく、健康で快適な生活を確保し、また子育て世帯などの若年層にも魅力的なまちにするとともに、コンパクトで持続可能なまちづくりへの取り組みが必要です

■課題を解決するため どのような取り組みを進めるの？

住宅や医療・福祉・商業施設などがまとまって立地し、これらの施設を公共交通で行き来できるまちの形成に向けて、

「立地適正化計画」を策定し、市街地の密度を維持していきます。そのため、図のように誘導区域などを定めます。

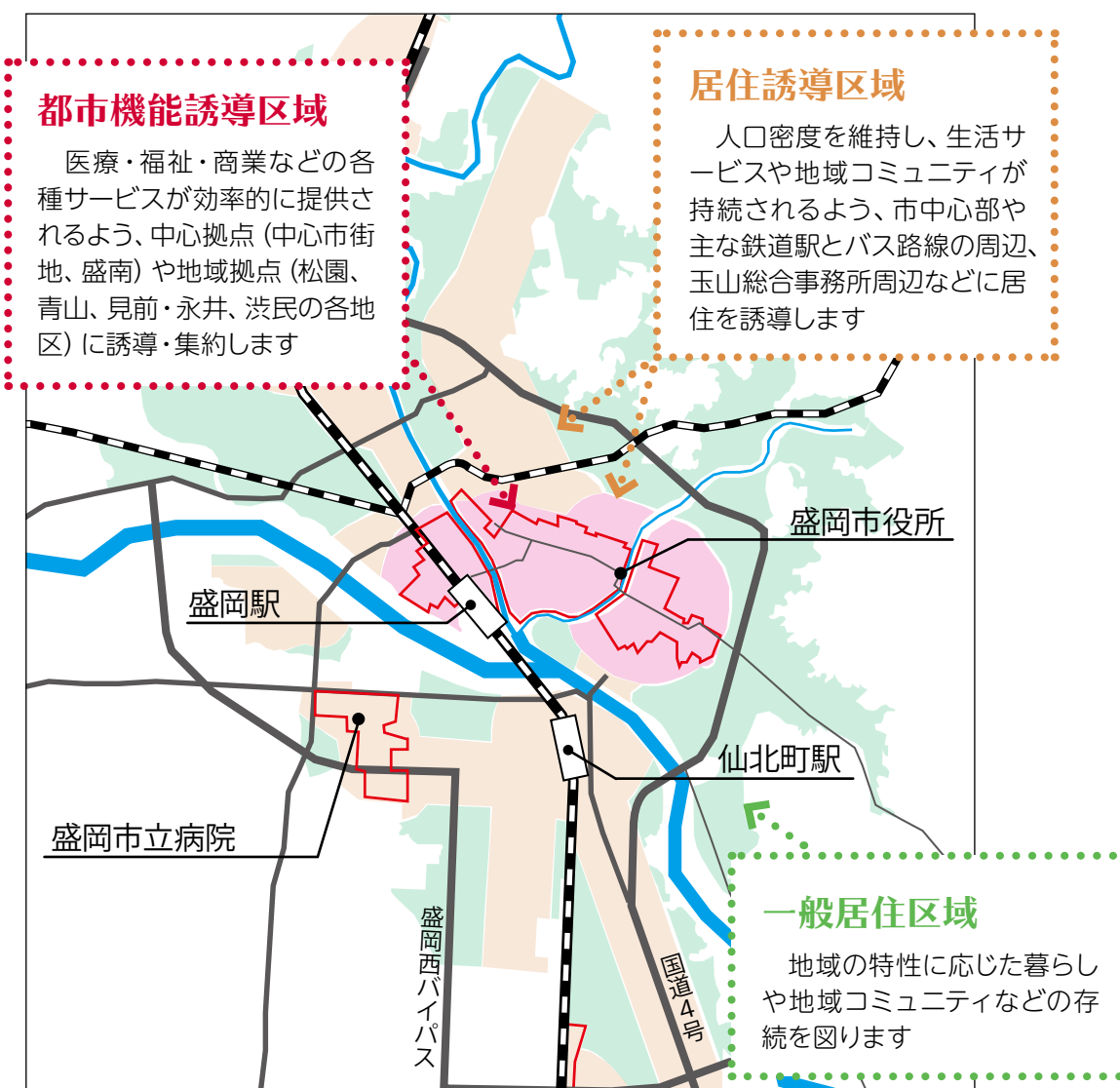


図 誘導区域など（中心部を抜粋して掲載）

■届出制度が始まりました

次のような開発行為・建築を行う場合や施設を休止・廃止する場合は、事前に市に届け出が必要です。

<届け出が必要な事例>

居住誘導区域ではない区域での、3戸以上の住宅の建築や、これを目的とする開発行為など

届け出は、着手の30日前までにお願いします



都市機能誘導区域で、医療や介護、子育て、商業施設などの誘導施設を休止・廃止

都市機能誘導区域ではない区域での、誘導施設の建築やこれを目的とする開発行為など

計画や誘導区域図、市への届け出など詳しくは、市公式ホームページをご覧ください

